

休止中の介護保険指定事業者における指定更新について

益子町高齢者支援課

平成18年4月の介護保険法の改正に伴い、新たに指定の更新制度が導入され、一定期間（6年）毎に指定の更新を受けなければ、指定の効力を失うこととなりました。

指定の更新を受けるには、指定基準等を遵守して適正なサービス提供を行える状況にあることが必要です。このため、休止中の事業所については、まず、指定基準等を満たした上で事業の再開の手続きを行う必要がありますので、下記のとおり適切に手続きを行ってください。

1. 休止中の事業所の指定更新手続きについて

1-1 再開届の提出について

○指定基準（人員基準、設備基準）等を満たし、当該事業所で適正な介護保険事業を運営できる状態になった段階で、再開届を提出してください。

（指定の有効期間満了日までに事業を再開する場合に限る）

《再開届に必要な書類》

- ①廃止（休止・再開）届出書
- ②付表（再開するサービスに対応したもの）
- ③従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
（再開するサービスに対応したもので、再開日から4週間分、従業員全員分で作成）
- ④資格証の写し（人員配置基準に該当する者のみ）
- ⑤運営規程
- ⑥介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ⑦変更届出書（様式・添付書類）※変更がある場合
・休止時以降、代表者、管理者や営業時間等の運営事項に変更がある場合は、再開届と同時に当該変更届書の提出が必要です。

※休止の内容によって、その他必要書類を求める場合があります。

1-2 指定更新申請書の提出について

○上記1-1により再開届を提出後、指定基準等を満たしたことを前提に更新申請手続きを行うこととなります。

※指定基準等を満たしていなければ指定の更新を受けられません。

2. 事業所の廃止手続きについて

○事業再開の見込みがないなどにより、事業を継続しない場合には、廃止届を提出してください。

《廃止届に必要な書類》

①廃止（休止・再開）届出書

②利用者に対する措置状況（任意様式）

利用者の個人情報（氏名等）は記載しないでください。

廃止（休止・再開）届出書の「現にサービス又は支援を受けている者に対する措置」欄に必要事項を記載できる場合は添付不要です。

③介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書変更届

複数の事業所を1つの計画書にまとめて届出を行っている場合に必要です。

《留意点》

- ・「利用者に対する措置状況」は、廃止に際し全利用者〇人に対して、どこの事業所へ引き継いだのか等を記載してください。
- ・介護職員処遇改善加算又は介護職員等特定処遇改善加算を算定している場合は、最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、実績報告書の提出が必要です。